

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

現在、別紙「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項（平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定）」について、リスクコミュニケーション専門調査会において調査審議中であるが、食育基本法が平成17年7月15日に施行されたことを踏まえ、食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

食育基本法を踏まえ、食育の推進に貢献するための食品安全委員会の役割、具体的には、食品の安全性に係る情報提供の在り方や意見交換の推進方策について議論し、意見を取りまとめる。

食育基本法(抄)

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項

(平成16年8月26日内閣府食品安全委員会決定)

食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とされている。

この規定に基づき、リスクコミュニケーション専門調査会に対し、当面、以下の事項について調査審議を求める。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」において今後の取り組みと活動の方向として以下の諸課題が掲げられていることを踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等について議論し、意見を取りまとめる。

- ・ 食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションへの助言
- ・ 種々の意見交換会等へのリスクコミュニケーション専門調査会メンバーの積極的参加
- ・ 行政、食品関連事業者、消費者、メディア、教育関係者などの関係者等と随時、直接、意見交換を実施
- ・ 関係する専門調査会等と連携して、関係者の間で意見の違いが大きい案件(農薬、添加物、遺伝子組換え食品など、安全性について関係者の認知ギャップの大きい分野を含む) 関係者の間で理解が不足している案件等についてのリスクコミュニケーションを計画的に実施
- ・ 迅速かつ効果的なコミュニケーションを行うためのシステムの開発
- ・ いわゆる「風評被害」の原因究明と防止の方法の開発
- ・ 国際的なリスクコミュニケーションの推進